

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
1	3月22日	5月2日	5月31日	公正取引	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)の廃止	独占禁止法9条、11条(一般集中規制)を廃止すべきである。一般集中規制については、「規制改革推進3カ年計画」に「廃止することが適切であるとの指摘(案)」も踏まえつつ詳細・検討する。とされて以来、平成21年以來施行状況をフォローアップし続けてきたことを踏まえ、具体的な検討を始めるべきである。	日本経済団体連合会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第9条、第11条	<p>独占禁止法第9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ。「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要であるとの結論を得たところであり、引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしています。</p> <p>独占禁止法第11条については、平成25年11月1日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に関する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づき出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施までに必要な措置を講じることとされており、現在、当該閣議決定を受けた検討を行っているところである。</p>	
2	3月22日	5月2日	5月31日	公正取引	再販売価格維持に関する規定の撤廃	昭和28年に再販売価格維持制度が設けられてから長期間経過するが、現在でも著作権6品目(新聞、書籍、雑誌、音楽用テープ、レコード、CD)が対象となつたままであるが、同制度を維持しておく根拠に乏しく、制度の撤廃が必要と思われる。	民間企業、個人	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第23条第4項	<p>著作権再販適用除外制度は、出版社、新聞社等が著作物の定価を定め、これを守らせたとしても、独占禁止法違反に問われないというものが、他方で、この制度の下においても、再販契約を締結するかどうかや、一定の場合に価格の拘束を外すかどうかといったことは、当事者間の合意や、出版社、新聞社等の意思によって決まります。</p> <p>例えば、一定期間が経過した場合に価格の拘束を外し、自由に値段を付けて販売する「時限再販」については、既に音楽用CDをはじめ、一部の雑誌や書籍で実施されています。</p> <p>公正取引委員会では、このような著作権再販適用除外制度の弾力的運用は、消費者利益の向上につながることから、関係業界におけるこのような取組が今後とも進展していくよう努めているところである。</p>	
3	4月12日	5月2日	5月31日	公正取引	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託動産を除外すること	信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。	信託協会	公正取引委員会	検討	独占禁止法第11条	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社にあつては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金融又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。</p> <p>同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が委託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなつた日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>	
4	6月3日	9月18日	10月1日	公正取引	優越的地位について	独占禁止法は、弱小企業(中小企業)を保護し、望ましくない行為への同意を他企業に強要する大企業を処罰するための、優越的地位の適用に適用される法規を言っている。これは、国内企業と外国企業双方にとっての問題である。曖昧なこの法規を遵守することは困難であり、弱小企業を保護することに熱心な公正取引委員会は、とりわけ損失分担の問題に関し、欧米で一般的な高償行と相反している。	民間団体	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第9項第5号、同項第6号、第19条、第20条、第20条の6、優越的地位の適用に関する独占禁止法上の考え方	<p>独占禁止法上の優越的地位の適用とは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることをいいます。</p> <p>公正取引委員会は、優越的地位の適用に該当する事実があると認めるときは、事業者に対し、違反行為を排除するために必要な措置を命じるとともに、一定の条件を満たすものについては、違反行為に係る期間における違反行為の相手方との取引額の1%を課徴金として国庫納付することとされています。</p> <p>また、平成22年11月に、優越的地位の適用に係る法運用の透明性、事業者の予見可能性を向上させる観点から、「優越的地位の適用に関する独占禁止法上の考え方」を策定・公表し、違反となる場合、違反とならない場合を可能な限り明確化しています。</p> <p>なお、公正取引委員会では、優越的地位の適用規制の普及・啓蒙のため、大規模小売事業者や宿業を対象とした業種別講習会、中小事業者のための移動相談会などを積極的に展開しています。</p>	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
5	10月13日	12月6日	12月25日	公正取引	「独占禁止法改正法案」を一部修正する	<p>1 「独占禁止法改正法案」の「審判制度の廃止を「審判制度」と「不服審査手続」の併用制度へ修正提案第183回国会提出案の「独占禁止法提出案」(現在国会中の衆議院「審判制度」を「不服審査手続」に移行とあるのを、「審判制度」と「不服審査手続」の両方を併用する制度に一部修正する。</p> <p>2 「独占禁止法改正法案」の現状 公正取引委員会の除却措置命令等に対する不服申立てを、全て「不服審査手続」に移行させている。</p> <p>3 「独占禁止法改正法案」の問題点 事業者の不服申立ての手続きが、全て「不服審査手続」に限られ、「審判制度」を選択することが出来ない。</p> <p>4 「独占禁止法改正法案」の一部修正の必要性 中小企業、中小企業、大企業等で資力の弱い事業者に、不服申立て手続きを容易に活用出来るようにする。</p> <p>5 どの様に一部修正すれば良いのか 現在の「独占禁止法改正法案」の不服申立てを、「審判制度」又は「不服審査手続」の何れかを事業者が選択出来る制度に一部修正する。</p> <p>6 一部修正することによって変わるのか(メリット) 中小企業、中小企業、大企業等で資力の弱い事業者が、不服申立ての手続きを重裝備の「不服審査手続」だけでなく、基本的に簡便で経費が僅少な軽裝備の「審判制度」を容易に選択出来るメリットがある。</p>	銀座公正取引コンセンサス株式会社 公正取引委員会	<p>平成25年5月24日に国会に提出された「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」の内容のうち、提案の具体的な内容に関するものは以下のとおりです。</p> <p>○ 公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審判に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する。</p>	対応不可	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(第183回国会閣法第72号)	平成25年5月24日に国会に提出された、公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審判に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止すること等を内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」は、国会での審議を経て、平成25年12月7日、参議院本会議において原案どおり可決、成立したとこです。対応は困難であると考えます。	
6	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	独占禁止法9条(一般集中規制)の廃止等	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>①独占禁止法9条(一般集中規制)を廃止すべきである。</p> <p>②仮に、独占禁止法9条が維持される場合でも、同条4項に基づく報告のうち、報告対象となる子会社及び実質子会社について、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」又は「有力な会社」に該当する会社に限定し、報告内容の開示を促すべきである。</p> <p>③独占禁止法9条について、2009年に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。</p> <p>【規制の現状と整理理由】</p> <p>①企業間の経済活動がグローバル化し、市場規模が巨大化する中で、競争に対する個別具体的な影響の有無を問うことなく、日本市場での規模のみに着目して、一律・外形的に規制を課す規制は、企業活動を不当に制限するだけであり、既に存在意義を失っている。</p> <p>また、企業による事業環境の変化に応じた柔軟な営業展開、資本政策、設備投資等を要請させるのみならず、国際的な事例がない過剰な規制と考えられ、同業による規制自体、企業による異分野への新規参入の障壁となる。</p> <p>こうした企業努力に対する各種の制約が消費者の利便性、企業の国際競争力、ひいては経済発展の阻害要因となるから廃止を要する。</p> <p>②9条4項に基づく報告は、同条1項違反(またはそのおそれ)に該当する事実を通知することがその趣旨であると思われるが、現行は全ての子会社及び実質子会社を報告対象としており、特に大規模な企業グループにおいては、報告書作成に当たって多大な業務負担を強いられている。最近の企業統合規制の見直しにおいて、親会社の負担に配慮し、株式取得に関する届出基準及び株式が商業化されていることも踏まえ、9条4項に基づく報告対象についても、独禁法9条ガイドラインにおける「大規模な会社」(単体資産300億円超の会社)又は「有力な会社」(当該事業分野における売上高のシェアが10%以上の会社)に限定するよう要望するものである。</p> <p>③昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たこと、引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	<p>独占禁止法9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中することとは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること」といいます。</p>	検討を予定	独占禁止法9条	独占禁止法9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たこと、引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしていますが、平成21年度以後に行った施行状況のフォローアップの評価・検討の結果については、これを公表することを検討します。	
7	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	独占禁止法9条ガイドラインの見直し	<p>【要望の具体的内容】</p> <p>独禁法9条ガイドラインについて</p> <p>①主要な事業分野の業種について、日本標準産業分類3桁分類は競争政策の観点から評価すべき市場実態を反映しておらず2桁分類を規制すべきである。</p> <p>②「大規模な会社」の該当判断の基準を一律的な総資産額から事業分野ごとの実態に適した基準とすべきである。</p> <p>③分社化した会社が上場等により議決権比率が低下した場合であっても「事業支配力が過度に集中することとならない会社」として扱うべきである。</p> <p>④独占禁止法9条について、平成21年度に公正取引委員会においてなされた評価・検討結果およびその後のフォローアップ状況の詳細について公表を求める。</p> <p>【規制の現状と整理理由】</p> <p>①現行ガイドラインが事業分野の固定に利用している日本標準産業分類は、そもそも競争政策における事業分野の固定の指針となることを目的としたものではない。また、事業分野を過度に細分化して捉え、企業が新規事業分野へ参入しようとした際に、規制による規制による事業の野放しを招き、競争を弱体化している。そこで企業が新規事業分野へ参入することにより市場競争を活性化し、我が国経済の発展を目指す観点から、本来は9条規制自体廃止するべきであるが、仮に規制を残すにして対象となる事業分野の固定にできるだけ大げんかすべきである。</p> <p>②現行ガイドラインは、事業支配力の過剰な集中を規定する一環として「大規模な会社」であることを、さらに一律的に総資産規模のみで該当性を判断している。しかし、重工業やインフラ事業をはじめとしたいわゆる装置産業では、「大規模な会社」基準を厳格化する等により実態に即したものにすべきである。</p> <p>③現行ガイドラインは事業支配力が過度に集中する場合の例外として「分社化」について、自社が親に含む事業部門を子会社化し、かつ設立当初からその全株式を保有し続けている場合と厳格にしている。しかし分社化した会社が上場等により当該親会社の議決権比率が低下したとしても、それが親の事業支配力の集中を弱体化は、親の親の親を通過して親の親の親の事業支配力は低下すると考えられる。そこで「分社化」の要件のうち全株式継続保有の要件はなすべきである。</p> <p>④昨年度の同様の要望について、公正取引委員会は、「平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、引き続き実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たこと、引き続き施行状況のフォローアップを行う」との回答であったが、検討結果及びその後のフォローアップ状況の詳細が明らかでないため公表を求める。</p>	(一社)日本経済団体連合会	<p>独占禁止法9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となること等を規制しています。「事業支配力が過度に集中することとは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなること」といいます。</p>	検討を予定	独占禁止法9条、事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方	独占禁止法9条については、様々な指摘があることを踏まえつつ、平成21年度に施行状況をフォローアップし、評価・検討を実施したところ、「引き続き、実態変化を踏まえつつ、施行状況のフォローアップが必要である」との結論を得たこと、引き続き施行状況のフォローアップを行うこととしていますが、平成21年度以後に行った施行状況のフォローアップの評価・検討の結果については、これを公表することを検討します。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
8	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<p>【要望の具体的内容】 信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外すべきである。 【規制の現状と要望理由等】 ①受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと 信託銀行は、信託業法第28条により忠実義務等を負い、信託銀行が受託者として議決権を行使するにあたっては、信託の目的に資する範囲に当該議決権を行使しなければならない。信託銀行は、信託財産等に関する総合的な監査等計画や、信託検査マニュアルの規定の趣旨を踏まえ、信託財産の運用部門と銀行勘定の運用部門とを分離し、信託財産の運用部門から独立した部門が、信託財産の運用部門が議決権行使を含む運用の判断プロセスの適切性を含め信託財産を信託約款等に則り適切に運用しているかについて定期的に検証する体制を構築している。したがって、信託銀行が受託者という地位を利用し、自己の目的のために議決権を行使することはできず、産業支配の懸念はない。 ②市場の競争を定める行為が行われないこと 銀行は、銀行法第19条の2、第18条の3の規定により、銀行の特定関係者または特定関係者の顧客に対して通常一般的取引条件から優遇した条件で取引を行うことや、優越的地位を濫用して顧客に不利な結果を生ずる行為が禁止されている。受託者は、信託業法第29条により、信託財産に関する情報を利用して自己や受益者以外の者の利益を図る目的をもって取引を行う等の競争を定める行為が行われないこと。信託銀行は、銀行法にも、受託者として市場での競争を定める行為を行うことが禁止されていることから、市場での競争原理は確保される。 ③投資が制限されること 信託銀行が、銀行法第19条の3、第52条の24に基づき、銀行勘定および信託勘定を合算して基準議決権数以下に抑えようとする場合、受託者責任の観点から、信託勘定で保有する株式を売却するといふ選択は取り除く。銀行勘定で保有する株式を売却する必要に迫られ、信託銀行の投資行動が制限される。 ④事務負担が重いこと 信託銀行にとって、銀行勘定と信託勘定を合算した結果が株式等の保有に関する法規制に抵触することを防止するための体制構築コストやシステム構築コストは、非常に大きな負担となっている。 なお、銀行法の出資規制は、改正金融法等の公布(平成25年6月19日)から1年以内に見直されることとなっており、これにあわせて独占禁止法の規定についても、速やかに手当てすべきである。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社においては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。 同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>	検討し着手	独占禁止法第11条	<p>独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして、信託勘定を一律に適用除外とすることが適当であるか否かについて、銀行における信託勘定の運用実態を踏まえつつ、実態把握を行いました。平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされているところ、当該実態把握の結果を踏まえ、現在、当該閣議決定を受けた措置の検討を行っているところ。</p>
9	10月16日	12月6日	12月25日	公正取引	兄弟会社間の取引に関する下請法の適用除外の明確化	<p>【要望の具体的内容】 兄弟会社間取引について、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外とされる旨を、Q&Aの形で良いので、明らかにすべきである。 【規制の現状と要望理由等】 <規制の現状> 公取委は「下請取引適正化推進講習会テキスト」において、親子会社間取引が「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には下請法の適用上問題ないことを明らかにしているが、兄弟会社については言及がなされていない。 <要望理由> ①公取委が親子会社を一定の場合に適用除外としている理由は、連結会社を一つの事業体として捉えているものと考えられるが、その点では親子会社間取引と兄弟会社間取引について本質的な差異はなく、両者で取扱いを変えるのは合理的でない。兄弟会社間の取引についても、「実質的に同一会社内での取引とみられる場合」には、下請法の適用除外となることを、同テキストのQ&Aの形で良いので明確にすべきである。 ②要望が実現した場合の効果> グループ内取引の円滑化</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	<p>親子会社間の取引については、下請取引適正化推進講習会テキストにおいて、「親子会社間の取引であっても本法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない」とするQ&Aを掲載しています。 兄弟会社間の取引についても、同様に、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、下請法の運用上問題としておりません。</p>	その他	下請法	<p>公正取引委員会ホームページ上の「よくある質問コーナー(下請法)」において、新たに親子会社間や兄弟会社間の取引における下請法の適用に関するQ&Aを作成・公表し、兄弟会社間の取引についても、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、下請法の運用上問題としていない旨を明確にしました。 http://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html なお、平成26年度版の下請取引適正化推進講習会テキストにおいても、同一内容のQ&Aを掲載することとします。</p>
10	10月17日	12月24日	1月17日	公正取引	独占禁止法第11条に基づく銀行の議決権保有規制の対象から信託勘定を除外すること	<p>信託銀行が信託財産として所有する株式等に係る議決権について、独占禁止法第11条の適用対象から除外していただきたい。要点は以下の通り。 (1)受託者の地位を利用した産業支配の恐れがないこと (2)市場の競争を定める行為が行われないこと (3)投資が制限されること (4)事務負担が重いこと なお、平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされている。銀行法の出資規制は、改正金融法等の公布(平成25年6月19日)から1年以内に見直されることとなっており、独占禁止法の規定についても、銀行法並びに速やかに手当ていただきたい。</p>	一般社団法人信託協会	公正取引委員会	<p>独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5(保険業を営む会社においては、100分の10)を超えて有することとなる場合における議決権の取得又は保有を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得又は所有することによる議決権の取得又は保有については、同項の適用が除外されています。 同条第2項では、第1項第3号(委託者若しくは受益者が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について委託者若しくは受益者が受託者に指図を行うことができる場合を除く。)の場合にあつては、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の100分の5を超えて有することとなった日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないとされています。</p>	検討し着手	独占禁止法第11条	<p>独占禁止法第11条の規制趣旨に照らして、信託勘定を一律に適用除外とすることが適当であるか否かについて、銀行における信託勘定の運用実態を踏まえつつ、実態把握を行いました。平成25年1月11日の閣議決定(日本経済再生に向けた緊急経済対策)等により、金融庁における「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方」に関する議論等に基づく出資規制に係る措置に関して検討を行い、当該措置の実施時までに必要な措置を講じることとされているところ、当該実態把握の結果を踏まえ、現在、当該閣議決定を受けた措置の検討を行っているところ。</p>
11	11月18日	1月10日	1月17日	公正取引	兄弟会社間に係る下請法の適用除外	<p>【提案の具体的内容】実質的に問題の生じないグループ内取引の円滑化を図るべく、何らかの明文化をすべきである。 【提案理由】親子会社の取引には下請法の適用がない旨のパンフレット等があるものの、兄弟会社(完全兄弟会社)の取引について明文化されていないため。</p>	公益社団法人関西経済連合会	公正取引委員会	<p>親子会社間の取引については、下請取引適正化推進講習会テキストにおいて、「親子会社間の取引であっても本法上はその適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、従来から、運用上問題としていない」とするQ&Aを掲載しています。 兄弟会社間の取引についても、同様に、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、下請法の運用上問題としておりません。</p>	その他	下請法	<p>公正取引委員会ホームページ上の「よくある質問コーナー(下請法)」において、新たに親子会社間や兄弟会社間の取引における下請法の適用に関するQ&Aを作成・公表し、兄弟会社間の取引についても、実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、下請法の運用上問題としていない旨を明確にしました。 http://www.jftc.go.jp/shitauke/sitauke_qa.html なお、平成26年度版の下請取引適正化推進講習会テキストにおいても、同一内容のQ&Aを掲載することとします。</p>

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
12	10月21日	12月24日	2月7日	公正取引	流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関する要望	メーカーと流通業者との関係を規律する規制の中心となるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(独占禁止法)」と、具体的にどのような行為が同法に違反するかについての解釈指針である「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針(流通・取引慣行ガイドライン)」である。このガイドラインは平成31年(19年)に施行され、当時の日本経済発展等を背景として、日本の流通・取引立場の強いメーカーによって支配されていることにより、日本市場が閉鎖的であるとの前提の下、メーカーの流通事業者に対する行為を特に強く規制しており、結果として、両者が連携して消費者ニーズを把握することから出来な内容となっている。メーカーと流通業者の関係が変化したことやインターネット事業者を初めとする新しい流通が登場するなど、国内消費市場の状況が当時は大きく変化し、価格下落のスピードアップと下落幅が想定をはるかに超えて拡大している中、両ガイドラインは施行後20年以上実質的な改正を経ないまま今日に至っている。我が国が「取引プラットフォーム」の普及拡大と、GDPRのメグを占める国内消費市場を背景として、メーカーと流通とを連携して消費者に対して付加価値を提供することで、シェア維持のための安価競争という悪循環から脱却し、適切な商品価値を維持し、収益を確保することにより、さらなる魅力的な商品を開発して国内に優先的に供給し、イノベーションにつなげるという本来の競争環境を整備する必要がある。取組においては、メーカー側の市場構造を前提とした制度から、市場構造の変化に対応した制度変更が実施されており、日本よりも柔軟なマーケティング戦略を採用することが可能となっている。企業活動のグローバル化に鑑みれば、日本においても欧米並みの規制に見直す必要がある。たとえば、新規商品を市場に投入した一売の期間については、消費者リポートを考慮した上で、価格制限行為規制の適用を除外することなどは、欧州の制度と類似して合理的とも考えられる。さらに、消費者にとっても、低価格のみがメリットであるかのような市場から脱却し、適切な対価を払えば多様なニーズに応じた最適な商品・サービスが年に入り、いたらずにコストダウンされた粗悪品を購入してしまうことにも懸念がある。以上により、緊急に流通・取引慣行ガイドラインの見直しを要望する。	電子情報技術産業協会、日本電機工業会、日本冷凍空調工業会	公正取引委員会	メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に対し、自社の製品の販売価格を決定してこれを維持させるなど流通業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為(再販売価格維持行為)は、独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	事実確認	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為については、違法な行為として、メーカーが流通業者と連携すること自体を問題としているものでもありません。独占禁止法は、自由な競争を妨げたり不正な競争を阻害するおそれのある行為を規制していますが、競争制約的な行為を規制するという考え方は我が国共通のもので、再販売価格維持行為についても同様です。欧州委員会の重要な規制ガイドラインでは、新製品を投入する場合の個別の適用免除の可能性について言及がされていますが、同ガイドラインは、再販売価格維持行為が、当事者間の契約書に含まれる場合は、当該契約が競争を制限することが推定され、欧州機能条約第101条第1項(独占禁止法)の適用が推定されると記載されています。また、当該契約が欧州機能条約第101条第1項(独占禁止法)の要件を満たす可能性は低いと推定され、一括適用免除は適用されない旨も記載されています。さらに、欧州委員会が、「新製品を投入した一定期間」の「価格制限行為」について、欧州機能条約第101条第1項の適用を除外するとの決定を行った事実はありません。「新製品を投入した一定期間」であっても、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為については、競争に与える影響が大きい、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは違法でないと考えています。したがって、附随案の方向で、流通・取引慣行ガイドラインを見直すことは適当でないと考えています。
13	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	流通取引慣行ガイドラインの見直し	市場構造が変化に応じて、流通取引慣行ガイドラインにおける再販売拘束規制・拘束条件付取引の適用を除外することなどは、欧州の制度と類似して合理的とも考えられる。さらに、消費者にとっても、低価格のみがメリットであるかのような市場から脱却し、適切な対価を払えば多様なニーズに応じた最適な商品・サービスが年に入り、いたらずにコストダウンされた粗悪品を購入してしまうことにも懸念がある。以上により、緊急に流通・取引慣行ガイドラインの見直しを要望する。	公益社団法人経済同友会	公正取引委員会	メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に対し、自社の製品の販売価格を決定してこれを維持させるなど小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為(再販売価格維持行為)や、取引相手の事業活動を不当に拘束する行為(再販売価格維持行為)は、独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	事実確認	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	メーカーが、正当な理由がないのに、流通業者に対し、自社の製品の販売価格を決定してこれを維持させるなど流通業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為(再販売価格維持行為)や、取引相手の事業活動を不当に拘束する行為(再販売価格維持行為)は、独占禁止法第2条第9項第4号、第19条
14	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その1)	(具体的内容) 再販売価格維持行為は、その行為そのものが原則違法という「行為規制」と位置づけられているが、市場での競争減殺効果の評価は必須とすべき。 ①再販売価格維持行為は、その行為そのものが原則違法という「行為規制」と位置づけられており、市場での競争減殺効果の評価について一切触れられていない。より実質性の高いカルテル・スル価格合意は、違法性の判断において市場での競争減殺効果の発生を考慮し、再販売価格維持行為は、明らかに違法規制となっている。 ②本来、マーケティングは、お客様に正しい商品価値を伝え、売れる仕組みを構築することであるが、現在のガイドラインでは、「価格に際することによってターゲット」という意識が強く、一方で高価格を放棄した結果、商品の供給量を増やす行為や低価格競争が顕著になっている。価格下落のスピードアップと下落幅が想定をはるかに超えており、新製品の開発やアフターサービス等のコストが制約を受け、消費者にもメリットが生じている。 ③メーカーのみならず、流通事業者、消費者に以上のメリットがある。 ④新製品を投入する権利・ゴール市場やアフターサービス等の競争に参入するメーカーが販売後の消費者により顧客の製品使用・アフターサービス状況の情報を収集、製品事故発生を未然に防ぐ対策や事故発生時の迅速対応が可能になる。 ⑤メーカーが商品開発投資を確保できるとともに、多様な顧客ニーズに合わせたきめ細やかな商品開発が可能になる。 ⑥広告宣伝や店頭説明により適切に商品を選択できるメーカーが生き残り、販路開拓を確保することにより、商品選択に資する情報を適切・タイムリーに提供できる。 ⑦買物に不自由な方がサポートを受けられることができる。 ⑧地域密着型店舗の地域密着型販売活動により買物弱者の救済が可能になる。 ⑨価格の透明性を確保することができる。 ⑩商品の適正な価値を維持することにより、価格できる価格情報の提供が可能になる。 ⑪デジタルにも資することになる。 本ガイドライン改正によって、消費者行動が活発化されれば、デジタルからの脱却につながる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	メーカーが、正当な理由がないのに、小売業者に対し、自社の製品の販売価格を決定してこれを維持させるなど流通業者の販売価格の自主的な決定を拘束する行為(再販売価格維持行為)は、独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	事実確認	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	再販売価格維持行為については、「法が不正な取引方法を禁止した趣旨は、公正な競争秩序を維持することにあるから、法二条七項四号の「不当」とは、かかる法の趣旨に照らして判断すべきであり、また、同号の規定を具体化した一般規定は、拘束条件付取引が相手方の事業活動における自由な競争を阻害することから右の不当性を認め、具体的場合にその不当性が認められると判断すべきである。したがって、右の正当な理由とは、専ら公正な競争秩序維持の意地から生じた趣旨であって、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことというものであり、単に事業者において右拘束条件が相手方に対する正当な理由がないことで行われる再販売価格維持行為の禁止は違法性定かた、消費者の利益と見なされるべきである。この点については、近時においても、独占禁止法が不正な取引方法を禁止した趣旨は、公正かつ自由な競争秩序を維持することにあるから、同法二条七項四号(相手方の事業活動を不当に拘束する条件を付して取引すること)の「不当」とは、この法の趣旨に照らして判断すべきであり、同号の規定を具体化した一般規定は、公正かつ自由な競争秩序の拘束が相手方の事業活動における競争を阻害する点に不当性を認め、具体的場合にその不当性が認められると判断すべきである。したがって、この「正当な理由」とは、公正な競争秩序維持の観点から、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないこと(ハマナガ事件)に対する審決取消請求事件東京高裁判決、平成22年(行)第12号」と判示されています。御提案の趣旨が、再販売価格維持行為についての独占禁止法の適用除外の範囲を拡大すべきという点については、それは、再販売価格維持行為に対する国際的なターゲットからのものであると考えられます。しかしにおいては、欧州委員会の「重要な規制ガイドライン」において新製品を投入する場合の個別の適用免除の可能性について言及がされていますが、同ガイドラインでは、当該契約が競争を制限することが推定され、欧州機能条約第101条第1項(独占禁止法)の適用が推定されると記載されています。また、当該契約が欧州機能条約第101条第1項(独占禁止法)の要件を満たす可能性は低いと推定され、一括適用免除は適用されない旨も記載されています。さらに、欧州委員会が、再販売価格維持行為について、欧州機能条約第101条第1項の適用を除外するとの決定を行った事実はありません。
15	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その2)	(具体的内容) 再販売価格維持行為が正当化される事例として、「新製品導入時期」や「メーカー間の競争が十分に確保されている場合」などを具体的に明記すべき。 ①現行ガイドラインにおいても、再販売価格維持行為の例外が示されているものの、実務上該当するケースは極めて稀であり、例外を規定する実質的な意味がない。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	独占禁止法では、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり不正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しており、メーカーが、小売業者等に自社商品の販売価格を指示し、これを守らせる行為は、再販売価格維持行為として禁止されています。流通・取引慣行ガイドラインは、我が国における流通・取引慣行について、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにしたものです。	その他	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	「新製品導入時期」であっても、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為については、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。再販売価格維持行為については、「再販売価格維持行為により、行為者との競争との間に競争期間が短縮されることにより、それが、必ずしも相手方から商品価値の向上をもたらすという「自発的な競争促進」と効果を生じ得ない」という点については、競争阻害性のあることを否定することはできない(和光堂事件)による審決取消請求事件東京高裁判決、昭和48年(行)第3号」と判示されています。また、メーカー間の競争が十分に確保されている場合(流通・取引慣行ガイドライン)に記述することは適当でないと考えています。再販売価格維持行為の例外については、「法が不正な取引方法を禁止した趣旨は、公正な競争秩序を維持することにあるから、法二条七項四号の「不当」とは、かかる法の趣旨に照らして判断すべきであり、また、同号の規定を具体化した一般規定は、拘束条件付取引が相手方の事業活動における自由な競争を阻害することから右の不当性を認め、具体的場合にその不当性が認められると判断すべきである。したがって、右の正当な理由とは、専ら公正な競争秩序維持の意地から生じた趣旨であって、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないことというものであり、単に事業者において右拘束条件が相手方に対する正当な理由がないことで行われる再販売価格維持行為の禁止は違法性定かた、消費者の利益と見なされるべきである。この点については、近時においても、独占禁止法が不正な取引方法を禁止した趣旨は、公正かつ自由な競争秩序を維持することにあるから、同法二条七項四号(相手方の事業活動を不当に拘束する条件を付して取引すること)の「不当」とは、この法の趣旨に照らして判断すべきであり、同号の規定を具体化した一般規定は、公正かつ自由な競争秩序の拘束が相手方の事業活動における競争を阻害する点に不当性を認め、具体的場合にその不当性が認められると判断すべきである。したがって、この「正当な理由」とは、公正な競争秩序維持の観点から、当該拘束条件が相手方の事業活動における自由な競争を阻害するおそれがないこと(ハマナガ事件)に対する審決取消請求事件東京高裁判決、平成22年(行)第12号」と判示されています。この趣旨は、「極めて稀」であると考えられます。欧州委員会の「重要な規制ガイドライン」においても、再販売価格維持行為が、当事者間の契約書に含まれる場合は、当該契約が競争を制限することが推定され、欧州機能条約第101条第1項(独占禁止法)の適用が推定されると記載されています。また、当該契約が欧州機能条約第101条第1項(独占禁止法)の要件を満たす可能性は低いと推定され、一括適用免除は適用されない旨も記載されています。さらに、欧州委員会が、「新製品を投入した一定期間」の「価格制限行為」について、欧州機能条約第101条第1項の適用を除外するとの決定を行った事実はありません。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
16	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その3)	(具体的内容) 表示価格拘束は、原則合法とすべき。 (提案理由) ① 現行ガイドラインでは、チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。表示価格に一切関与できないことにより、表示価格の信用性が著しく低下している。 ② 店頭でのポイント引きや一括購入割引等により実売価格は表示価格と一致しないことが多く、表示価格拘束が再販売価格拘束に替わります。表示価格は低減している。お客様への適正価格提示の観点から、表示価格拘束を合法とすることはメリットがある。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	事実確認	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	御提案の趣旨が、小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束することを原則合法とすべきという点であれば、当該行為は、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが設定する希望小売価格や値金は、それ自体問題となるものではない旨を既に明記しています。なお、表示価格と実売価格に乖離が生じる場合に、消費者が商品等の選択を適正に行えるかどうかという問題が生じるものと考えられます。	
17	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その4)	(具体的内容) 流通調査は、原則として合法であることを明記すべき。 (提案理由) ① 現行ガイドラインでは、再販売価格拘束の実効性確保を目的とした流通調査が違法となる旨だけが記載されている。 ② 製品事故対応やユーザーの使用環境確認など、流通調査は消費者メリットに資することを踏まえ、調査そのものが合法であることを明確にすることは有意義である。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為については、違法となつていますが、流通調査自体を違反としているものではありません。公正取引委員会は、流通調査自体が、違法とならないことについて、既に公正取引委員会のホームページにある「よくある質問コーナー(独占禁止法)」のQ&A(Q5)に明記しています。(http://www.ftc.go.jp/dk/dk_saiten/製品事故対応やユーザーの使用環境確認などに関する流通調査について流通調査について流通調査があるかどうか不明な点があれば、いつでも、公正取引委員会に相談することができます。)	
18	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その5)	(具体的内容) 希望価格、参考売価を流通事業者に提示することは、原則として合法であることを明記すべき。 (提案理由) ① チラシ・店頭等での表示価格の拘束は、再販売価格拘束と同様に原則として違法とされている。 ② 一方、メーカー希望小売価格については、実売価格との乖離が急速に進む観点から、各メーカー共に「オープン価格」対応が慣行になっているが、お客様への適正価格提示の観点から、希望価格や参考売価の提示・表示は実売価格との乖離が生じても原則として合法とすることはメリットが大きい。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条、流通・取引慣行ガイドライン	流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが設定する希望小売価格や値金は、それ自体問題となるものではない旨を既に明記しています。御提案の趣旨が、小売業者の販売価格の自主的な決定を拘束することを原則合法とすべきという点であれば、当該行為は、競争に与える影響が大きく、原則として独占禁止法に違反する行為であり、これを容認することは適当でないと考えています。なお、表示価格と実売価格に乖離が生じる場合に、消費者が商品等の選択を適正に行えるかどうかという問題が生じるものと考えられます。	
19	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その6)	(具体的内容) 流通事業者の不正行為について以下を禁止行為として明示すべき。 ① 価格情報のメーカーへの要求と他の流通事業者への要求 ② 事後的な相利補填の要求 ③ 不当な価格差の設定、廉売行為 (提案理由) ① 流通事業者の違法行為は、優越的地位の濫用行為として、「納入業者に対して取引上優越した地位にある場合に、申し付け販売、返品、従業員派遣要請、監査金負担要請、多頻度小口発注の要請等が独占禁止法上問題を生じやすい」と規定されているのみ。また、「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法(告示)第8項とその運用基準は、納入業者を「その取引上の地位が当該大規模小売業者に対して劣っていないと認められる者を除く」と定義しており、事後的な相利補填に対する直接の記載も無い。(したがって、流通ガイドラインの見直しと同時に告示とその運用基準も見直す必要がある。) ② 規制の非対称を解消することにより、より適正な市場環境を整備することができる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第9項、第3項、第5項、第19条、優越的地位濫用ガイドライン、不当廉売に関する独占禁止法の考え方	「制度の現状」に記載のとおり、優越的地位の濫用については「優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方」(平成22年11月30日)で、不当廉売及び差別対価については「不当廉売に関する独占禁止法の考え方」(平成21年12月18日)で独占禁止法の考え方を明らかにしています。	
20	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その7)	(具体的内容) 競合品の取扱い制限、販売地域の制限、権合取引の義務付け、仲間取引の禁止、安売り業者への販売禁止、販売方法の制限について、違法要件を緩和すべき 市場で有力メーカー(シェア30%以上)が行う行為で競争制限効果が大きい場合のみ違法とする。 (提案理由) ① 市場における有力メーカーの要件はシェア10%以上、又は上位3位以内、セーフハーバーが欧米に比べ、極めて限定的。 ② メーカーや流通事業者のマーケティング手法の多様性を確保できるようにする。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	事実確認	独占禁止法第2条第9項第6号、第19条、流通・取引慣行ガイドライン	シェアが30%以上の有力メーカーが行う競合品の取扱い制限等の行為について競争制限効果が大きい場合のみ違法とするとの御提案ですが、シェアが30%未満のメーカーによる行為であっても、当該行為により、公正な競争が阻害されるおそれがある。独占禁止法に違反することとなります。流通・取引慣行ガイドラインにおいては、シェアが30%未満のメーカーによる行為は合法である旨記載することは適当でないと考えています。流通・取引慣行ガイドラインでは、「市場における有力メーカー」であるかどうかを判断するための目安として、メーカーの市場シェアが10%以上であり、又は、市場における地位が上位3位以内であることを挙げています。しかしながら、同ガイドラインでは、「この目安を超えたため、その事業者の行為が違法とされるものではない」としており、この目安を超えた場合であっても、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保できないおそれ」や「当該商品の価格が維持されるおそれがない場合でも違法なないことではありません。米国において垂直的制限行為のセーフハーバーが示されているものとは承知しております。EUでは、売り手と買い手の市場シェアが30%以下という基準が示されていますが、これは、「ハードコア制限行為」に当たらない垂直的制限行為が一括適用免除の適用を受けるための条件として示されているものであり、売り手と買い手のいずれかの市場シェアが30%を超える場合には、一括適用免除を受けることはできません。他方で、我が国では、市場シェアにかかわらず、「新規参入者や既存の競争者にとって代替的な流通経路を容易に確保できないおそれ」や「当該商品の価格が維持されるおそれがない非価格制限行為は違法とはなりません。また、公正取引委員会は、事業者や事業者団体が行おうとする具体的な行為が、独占禁止法の規定に照らして問題がないかどうかについての相談に応じ、書面により回答する事前相談制度を設けており、自らが行おうとする行為の独占禁止法上の問題の有無について、あらかじめ確認することができます。このように、セーフハーバーの意味合いや運用は、それぞれの国や地域の経済実態や商取引、競争法の体系や制度によって様々であり、一概に優劣を比較することはできないと考えています。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革会議(各ワーキング・グループ)において対応します。

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	分野	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			
									制度の現状	措置の分類	該当法令等	措置の概要(対応策)
21	10月30日	12月24日	2月7日	公正取引	「流通・取引慣行ガイドライン」の見直し(その8)	インターネット販売の特徴(販売管理費の低さ、価格追従システムによる即時的な価格変動インパクト)を踏まえ、再販価格維持行為、非価格制限行為のそれぞれにおいて、具体的な違法行為の明示(各種制限に対する合法的な範囲の拡大を含む)がなされるべき。 ①現在のガイドラインには規定なし。 ②インターネット販売での違法行為が明確になることにより、より適正な市場環境を整備することができる。	一般社団法人電子情報技術産業協会	公正取引委員会	独占禁止法では、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。流通・取引慣行ガイドラインは、我が国における流通・取引慣行について、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に明らかにしたものです。	現行制度下で対応可能	独占禁止法第2条第9項、第19条	独占禁止法では、公正な競争を阻害するおそれのある行為を規制しており、流通・取引慣行ガイドラインでは、メーカーが流通業者の販売価格を制限する行為や、新規参入者など競争者を排除する行為といった公正な競争を阻害するおそれのある行為について違法となるとしていますが、流通・取引慣行ガイドラインでは、御指摘のように、インターネットによる販売について言及していませんが、流通・取引慣行ガイドラインで示している再販価格維持行為及び非価格制限行為に対する考え方は、インターネットによる販売であろうと、小売店による販売であろうと変わるものではありません。「インターネット販売の特徴」を踏まえた個別具体的な行為について、独占禁止法上問題があるかどうか不明な点があれば、いつでも、公正取引委員会に相談することができます。
22	10月31日	12月24日	3月31日	公正取引	澱粉の価格調整制度の廃止	【提案の具体的内容】澱粉の価格調整制度を廃止すべきである。 【提案理由】澱粉の国内需要量は約270万tで、その原料は輸入トウモロコシを原料として製造されたコーンスターチ等が約85%、輸入澱粉が約6%、国内産芋澱粉が約9%となっており、輸入澱粉と国内産芋澱粉には大幅な内外価格差(2~3倍)が存在する。このため価格の安い輸入澱粉から「調整金」を徴収し、国内の馬鈴薯・甘藷生産者や国内産芋澱粉製造業者保護のための財源として使われている。輸入澱粉のうちタピオカ澱粉を工業用製品として使用している。タピオカ澱粉の場合、政令で定められた「でん粉等に係る共通の限度数量」については調整金が発生しないが、これを超過する数量については本制度があるために価格が一定水準以下とはならず、コスト競争力が低下する事態を招いている。	公益社団法人関西経済連合会	農林水産省	でん粉の価格調整制度については、関税割当制度の下でコーンスターチ用輸入とうもろこし等と国内産いもでん粉との内外コスト格差を是正するため、 ①コーンスターチ用輸入とうもろこし等から調整金を徴収するとともに、 ②これを主な財源として、生産者及び製造事業者に対し、生産・製造経費と製品の販売価格との差額相当分の交付金を交付する政策支援を実施しています。	対応不可	砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第二十七条、第三十三条、第三十五条	でん粉は、国民生活上なくてはならない基礎的物資であり、我が国食料安全保障上も極めて重要な品目であることから、安定的に生産できる体制を維持することが必要です。また、原料となるかんしょ及びほれいしょは、北海道及び九州の地域経済や地域の雇用の維持するための極めて重要な作物です。一方で、これらの作物には国内生産者の経営努力では埋めることのできない内外の競争条件の格差が存在するため、国内産いもでん粉の安定供給、自給率の向上、及び地域経済・雇用の維持のためには、本制度の安定的な運営が必要であると考えています。